

令和2年度

佐賀県事務マネジメント評価報告書

令和3年9月

佐賀県

令和2年度 佐賀県事務マネジメント評価報告書

佐賀県知事山口祥義は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 事務マネジメントの整備及び運用に関する事項

知事部局においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「佐賀県事務マネジメントに関する方針」（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っています。

なお、事務マネジメントは、事務マネジメントの各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、事務マネジメントの目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る事務マネジメントの評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続のとおり評価作業を実施した結果、一部の所属において運用上の重大な不備を把握しましたが、その他の所属については重大な不備が見受けられなかったため、知事部局における事務マネジメントは概ね有効に運用されていると判断しました。

なお、今回把握した重大な不備に対してはその都度是正措置を講じています。特に、不適切な見積り合わせに係る事案については、決してあってはならない事象だと考えています。制度の趣旨・ミッションを職員それぞれが理解するよう全所属あてに注意喚起の通知を発出し、再発防止に取り組んでいるところです。

今後、透明で信頼される行政運営のため、より一層、事務の適正な執行の確保に努めてまいります。

4 不備の是正に関する事項

(1) 管理委託料の過大支出について（令和元年度事案）【県民環境部 まなび課】

公の施設に係る指定管理委託料を過大に支出していたことを、監査で指摘されました。空調設備の新設に伴い、光熱水費について、電力事業者が見積もった金額等を参考に委託料を積算していたところ、実支出額が見積額を大きく下回ったため過大となりました。

これは、本来であれば指定管理者と協議のうえ、過大見積相当額を当該指定管理に係る新たに発生した業務に充当するか又は委託料を減額すべきところ、いずれも行わな

ったことにより発生したものです。

判明後、指定管理者と協議し、過大に支出した4,152,260円は既に返還していただいています。是正措置としては、年度途中で実支出額と見積額に乖離がないか確認を徹底し、乖離があった場合は、県と指定管理者で用途変更又は指定管理委託料の減額に係る協議を行うことができるよう体制を整備しました。

(2) 不適切な見積り合わせについて(令和元年度事案)【健康福祉部 九千部学園】

不適切な見積り合わせにより随意契約を行っていたことを、監査で指摘されました。施設の一部改修工事において、複数の事業者に見積依頼を行う必要があるところ、工事期間が限られ時間的猶予がなかったことから、施設の内部構造に精通した事業者に、他の事業者の見積書も提出するよう依頼していました。

これは、契約等の事務処理を担当者一人に任せきりで、チェック機能が働かなかったことにより発生したものです。

是正措置としては、財務規則などの法令・規則に従い、適切な事務手続を行うよう改めて徹底するとともに、契約手続等については複数人での確認を徹底し、所属におけるチェック体制を強化しました。

(3) 知事印の不正使用について(平成30年度、令和元年度事案)【農林水産部 園芸課】

農業関係の補助事業で、知事印を不正に使用して文書を送付したことを把握しました。平成30年度は1市町に対して、課内決裁等の手続を経ず変更交付決定通知書に知事印を押印して送付し、その後、手続を経て正しい通知書を送付し、差し替えさせていました。令和元年度は4市町に対して、課内決裁等の手続を経ず変更交付決定通知書に知事印を押印して送付していました。

これは、補助金交付事務を分担して行っていたものの、特定の職員に業務の負担が偏り、事務処理に遅れが生じるなど事業全体の進捗管理が不十分であったことにより発生したものです。

判明後、正しい通知書を送付し、早急に支払手続に入ったことで、支払の遅延は発生しませんでした。是正措置としては、OJT等により職員のコンプライアンスに関する意識の強化を図り、事務処理の進捗状況のチェック体制をより強化し、事務処理に遅れがないか、定期的に確認する体制を整備しました。

(4) 工事費の過大支出について(令和元年度事案)

【県土整備部 有明海沿岸道路整備事務所】

道路改良工事における工事費の積算を誤り、過大に支出していたことを、監査で指摘されました。工事費の積算において、当該工事で発生した端材のスクラップ処理分の控除の単価算出にあたり、電算入力ミスにより単位を誤って計上したため、積算額が過大となりました。

これは、複数人でのチェック体制を整備していたものの、チェック機能が働かなか

たことにより発生したものです。

判明後、請負事業者と協議し、過大に支出した2,430,000円は既に返還していただいています。是正措置としては、電算入力の際に誤りがないよう注意すること、及びチェックを確実にを行うことを改めて周知徹底しました。

令和3年9月9日 佐賀県知事 山口 祥義